

○議長 内海 猛年君

次に9番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

9番、妹川です。

件名1、副教材費の完全無償化について読み上げますが、少し表現が変わっていますので、御了承ください。

わが町は、芦屋の子どもは芦屋で育てるとのキャッチフレーズの下、給食費半額補助、交通費半額補助など、他町に比べて先進的な取組を行ってきました。さらに、さきの6月議会で給食費完全無償化の議案に対し、芦屋町議会は満場一致で可決し、9月より給食費完全無償化となりました。大変喜ばしいことであり、私は無償化を提案し続けてきた者として、保護者の皆様と共に喜び、芦屋町の先進的な取組を大いに評価するものです。

しかしながら、小中学校の児童生徒を持つ保護者が負担する費用には、様々な副教材費、社会科見学代、学級費、PTA会費などがあります。私は、保護者から義務教育なのにどうしてこんなに出費があるのですかと、驚きの声を聞いてきました。授業で日常的に使用されている副教材費は今なお、保護者には重い負担としてのしかかっているのです。議場におられる皆さん方も経験があるのではないでしょうか。

義務教育は無償とするという憲法26条教育基本法の理念に従えば、当然無償化すべきものと考えます。

御手元に配付しています山鹿小学校の校納金徴収一覧表に、教科ごとに記載されているドリル・テストなどの教材費、さらには学校に納める校納金は様々あります。どうぞ御覧ください。表のほうには徴収金のお知らせ。大体1年生ですけど、2年生3年生も金額が変わりません。2万1,000円ですね。PTA会費なんかも——。こちらのほうを見てみると、細かに教材費一覧表というものがあります。国語、算数、生活、図工、その他ということで、1万7,040円と。

このような多大な金額を私の子供たち3人、芦屋小学校、中学校お世話になりましたけど、払ってきたんだなあとつくづく今考えています。

ところで質問ですが、小学校6年間で使用する副教材費の合計金額は。また中学3年間で使用する副教材の合計金額。それぞれ出してもらって合計金額をお知らせください。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

令和5年度の実績に基づきまして、各学校で確認した内容に基づきお答えさせていただきます。

なお、各学年の副教材費の合計額でお答えいたしますので御了承ください。

令和6年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

まず小学校です。6学年分の合計で約11万円です。中学校は3学年分で、合わせて17万7,000円ほどとなります。合計いたしますと、18万7,000円ほどとなります。

以上でございます。

失礼しました。中学校の実績につきましては、3学年分で7万7,000円ほどでございますので、小中学校の合計といたしましては18万7,000円ほどとなります。

失礼いたしました。

○議長　内海　猛年君

妹川議員。

○議員　9番　妹川　征男君

では副教材費以外の校納金の内容はもういいです。このプリントがありますからね。

だから小中学校の9年間の校納金の総合計は幾らでしょうか。PTA会費とかありますね。スポーツ振興センター、それからPTA、スポーツですね。はい、お願ひします。

○議長　内海　猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長　木本　拓也君

これにつきましても、令和5年度の実績に基づきお答えいたします。

小中学校9年間に各学校が徴収している校納金で、副教材費以外のものとしては4つあります。資料のとおりでございます。PTA会費が9年間で約2万6,000円。小学校の学級費が6年間で約1万2,000円。中学校の生徒会費が3年間で約1万円、修学旅行の積立金などが小学校中学校合わせて約10万円です。副教材費を含めた校納金は9学年分の合計で約34万円となります。

以上でございます。

○議長　内海　猛年君

妹川議員。

○議員　9番　妹川　征男君

ありがとうございます。そうしますと約34万円ですが、2人兄弟とかですね、3人兄弟がいればかなりの金額が負担されるということです。

では4番目になりますが、全ての児童生徒の副教材費を完全無償化した場合に、これ要保護者、準要保護者、就学制度がありますけど、そういう方は除いて幾らぐらいになるか、ないしはもう合計してでも結構です。

○議長　内海　猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

これも令和5年度の実績額に基づきお答えいたします。

小学校分では約1,200万円、中学校で約900万円、合計で約2,100万円です。このうち、先ほど議員から御指摘いただきました町の就学援助制度により、小学校で約290万円、中学校で約370万円、合計で約660万円を支出していますので、差引きすると小学校分で約910万円、中学校で約530万円、合計で約1,440万円の予算が、新たに必要となる計算となります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そうなりますと、就学援助の子供たちは国なり、別に予算化されておりましょうから、結局は1,440万円の予算があれば、いわゆる副教材費無償化が達成できるということでいいわけですね。では県内で、無償化している自治体はございますか、つかんでありますか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

これはあくまで学校教育課で調べた結果でございますが、県内各自治体確認しましたが、学校副教材費及び給食費を同時に補助しているという自治体は確認できておりません。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

あれ、久山町はどうだったんですか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

久山町におきましては、久山町で学校教育費の負担軽減措置ということで要綱がございます。それを参考に、久山町教育委員会に確認いたしましたところ、その要綱はあくまでも、町として予算化するものと保護者負担とするものを明確化するために要綱化したものということでございまして、内容につきましてはごく一般的な予算構成となっていました。そのことを確認しております。

以上でございます。

○議長　内海　猛年君

妹川議員。

○議員　9番　妹川　征男君

私のほうから、先進的な取組をやっている自治体を幾つか紹介いたします。

1つ目は、人口13万人の神奈川県海老名市の教育委員会に確認しましたところ、平成27年度の「子どものとし」に合わせてスタートしたそうです。これまで小中学校の1年生を支援対象としていましたが令和6年4月、今年度から対象を全学年に拡大したといいます。

ドリル、単元末ワークテスト、実験器具、調理実習などの教材費を完全無償化し、また使用頻度が低い柔道着や彫刻刀は市費で購入し、学校管理とし、ポロシャツや運動用のTシャツや短パンは基本的な仕様に沿っていれば自由とし、値段も含め保護者が選択できるようにしています。使い道が透明化されれば負担の納得もできるという意見が多く、入学時などに保護者に必要な経費について説得しているとのことでした。

2つ目は、人口43万人の東京都品川区に問い合わせましたが、昨年、全区民を対象に行ったアンケート調査で子育て支援を求める声が大きかったことから、物価高騰が進む中で子育て世帯の負担を軽減する必要があるとして全額無償化するに至りましたということでした。

3つ目は、人口40万人の大坂府豊中市の教育委員会に問い合わせたところ、子育て施策として議会に提案したそうです。教育委員会が提案したそうです。ちなみに子供は3万人。修学旅行費は以前より公費負担としていましたが、本年4月より完全無償化の運びとなったということです。保護者の経済的負担を軽減することで、子供たちが安心して学校行事に参加し、誰も取り残さない学びへのアクセスを可能にするとしています。

小さな自治体を紹介いたしますと、山梨県早川町人口1,000名です。児童生徒は60名と小さな町ですが、2012年から、12年前から無償化しているということでした。

長崎県香焼町ですが、以前、前回の議会で答弁されていました波多野町長さんが、この施策をやってみたらどうかという私の提案に対して、他町との兼ね合いがあつて苦慮しているとの発言がありましたね。そのときの香焼町の町長さんいわくは、少子化対策は国や周辺自治体の出方をうかがわず、各自治体ができる事を率先してやるべきだ。各自治体が将来の日本の子供を育てるという大きな意識を持たないと、いよいよ手後れになると懸念し、実施に踏み切ったと言われています。残念ながらこの町は合併により消滅しています。このように、現在人口の大小にかかわらず、無償化は徐々に進んでいるのです。

また国会においても御存じのように、政党を問わず、教育の無償化の声が高まっていることは御承知のとおりだと思います。

課長に問いますが、文科省初等中等教育局長名で発出された学校における補助教材の適正な取扱いについてという通知がありますが、これについて説明をしていただきたいと思います。

○議長　内海　猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長　木本　拓也君

今、議員御指摘いただきました学校における補助教材の適正な取扱いについてという通知でございますが、これは学校で使用される補助教材の適正な取扱いを促すためのガイドラインとして示されているものでございます。この通知文の一部を引用して答弁させていただきます。

まず、補助教材の使用についてということでは2つございます。

1つ目は、学校においては、文部科学大臣の検定を受けた教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、いわゆる教科書のことでございますが、教科書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができるということが示されています。

なお、この補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれることということです。

それともう1つ、各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であることとうたわれています。

そして、補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項ということで、いろいろ書いてあるんですけども、その中にある表現として、補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意することと記載されております。

以上でございます。

○議長　内海　猛年君

妹川議員。

○議員　9番　妹川　征男君

今、読んでいただきありがとうございます。文科省の通知には今読んでいただいたように、「購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は」としか書かれていませんね。補助教材費の負担者は保護者であると書かれている法律はないのです。

そこで私が文科省に確認したところ、これは各自治体の各教育委員会の判断で決めればよいとされていると。例えば給食費の公費負担をめぐって、食材費は保護者負担と学校給食法に定められていますが、これは各自治体が判断するという国会答弁によって、給食費無償化の自治体が広

令和6年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

まってきたという経緯があります。我が町もこのたび給食費の無償化が達成されましたが、今後は国が、全国一律無償化すべき責務が問われているところです。

このように保護者負担であるという法律はないと、通知はあるけれど。では何があるかというと、日本国憲法第26条第2項には、国民が国家に対して適切な教育の場を要求する権利がある。全ての国民は法律の定めるところにより、それを保護する子女に普通教育を受けさせる義務がある。義務教育はこれを無償とする。ということであれば義務教育でありますから、これは無償とすべきだというように考えられます。

学校では学力向上と教育の質を高める副教材を積極的に利用していますが、全くと言っていいほど教科書と同じ扱いにすべきです。物価の高騰化が進む中、副教材費も高額化しており、家庭の負担は増しています。子育て世帯を支援するための副教材費無償化は少子化対策にもつながるのではないかでしょうか。子育てナンバーワンを目指すためにも、無償化を進める必要があるのでないでしょうか。

町長と教育長の見解をお聞きしますが、私は平成29年3月議会及び令和5年3月議会において、副教材は無償化すべきだと提案してきました。令和5年3月議会では、町長は政策会議にかけ、前向きに検討するとの答弁をされました。それから1年半が過ぎましたが、町長、義務教育は無償とするとの憲法の理念に基づき、勇断をもって給食費完全無償化を実現されました。その勇断をもう一步進めて、副教材費の完全無償化を進めていただきたいのです。

町長、御答弁お願いいたします。

○議長　内海　猛年君

教育長。

○教育長　三樹　賢二君

まず教育の問題ですから、私のほうから先にさせていただきます。

今、各学校が使用している副教材、これは学校学年により内容が異なっております。もうこれは妹川議員お調べになって、学校により、あるいは学年により当然副教材費の徴収金額が違うということはもう御存じだと思います。

そこで町が一律補助を行うということに対しては、公平性の観点から問題があるのではないのかなというのが私の見解でございます。

現時点では、町が副教材について一律で補助をすることは考えていませんが、妹川議員おっしゃったように、国、それから県、他自治体の動向に注意していきたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長　内海　猛年君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

教育長のほうから答弁されておられたように、町として副教材費について一律で補助するということは考えておりません。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

学年によってというか、小学校が3つありますね。だから僅か金額の違いありますが、例えばこの教材費がこの資料にありますように2万1,000円、教材費は山鹿小学校の場合は1万7,040円ですね。東小は大体これぐらいなんですよ。だったら例えば1万5,000円だけでもね、全額とは言わなくても1万7,000円のうち1万5,000円とか、ないしは半額とか、取りあえずそういう形をとってもいいんじゃないですか。

今言われたように、公平性とかいうことで回答を逃れられるんじゃなくて、ぜひやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 内海 猛年君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

私の考え方を今申したとおりでございます。

芦屋町は他町に比べていろんな特色ある教育活動に対して、町長の御理解、あるいは町長部局の御理解により、様々な特色ある活動を行っております。例えば、英検の全額無償化であるとか、あるいはオーストラリアホームステイ事業等々にも補助を出していただいております。そういう件も含めて、また学校が様々なトラブルに巻き込まれたときに弁護士さんに相談できるように学校サポート、学校弁護士さんも町議会の協力を得ながら芦屋町独自の教育活動の中に含めさせていただいていると。そのような様々な教育活動に町の御支援をいただきしております、9月から給食費の無償化に踏み切ったところであります。

したがって、今現在、副教材について何か補助と言われても、分かりましたということはなかなか申し上げにくいと思います。もう理由は先ほど申したとおりでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

令和6年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

副教材費は教科書と同じような取扱いで授業をやっているわけですよね。だから教科書と同じもんだと思えば教科書は無償ですから、今おっしゃったようにね、前回の町長は課長会議にかけてというか政策会議にかけて、前向きに検討すると言われて1年半になりました。ぜひ前向きに考えていただいて、せめて半額だけでも3分の2でもいいですから前向きに考えていただきたいと思います。

では2件目にいきます。

老人憩の家廃止について。

町は昨年9月議会において、老人憩の家廃止案を唐突に発表されました。本年2月に老人憩の家の3か所で、この廃止案を納得していただくためとして利用者説明会を開催されました。しかし参加者からは疑問、異議、反対の声が多く出され、納得していただける状態ではなかったと町は認めています。町は町民からの要求で7月に2回目の説明会を開催しました。

そこで伺います。2回目の利用者説明会の反応はいかがでしたでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

まず、事実として訂正させていただきます。2回目の利用者説明会は、町民からの要求により実施したものではありません。1回目の説明会で利用者の方からいただいた意見を当初は書面によって回答を作成し、各老人憩の家に貼り出す予定にしておりましたが、より丁寧に回答したほうが良いだろうと考えまして、2回目の利用者説明会を開催したものでございます。

参加者につきましては、寿楽会館が13人、鶴松荘が2人、山鹿荘が11人の合計26人であり、1回目の説明会が56人でしたので、半数以下となっております。

さて、御質問は2回目の利用者説明会での反応はとのことですので回答いたします。

現在の利用者を対象にした廃止の説明会ですので、廃止してほしくないと思っている方が参加しているものだと思います。よって御意見もそのようになっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

町民の利用者の方々の怒りの声というか、納得していただけないような意見がありましたが、どうでしたか、納得していただきましたか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今、説明したとおりです。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

内容を少し説明いたしましょう。私も参加いたしておりますので。1回目と同じような内容でしたけど。

廃止を誘導するようなアンケートではなかったか。しかもなぜ18歳から取ったかとか、廃止案を利用者だけに知らせるのではなく、町民の意向を聞くために広報に投げかけるべきではないか。このような説明会は次はあるのか。いいえ、ありませんとのあなたの回答で、ない？町民を愚弄していると怒りの声がありましたね。そういうところを課長はどのように受け止めたのかなと思うんですけどね。

では、2番目に行きます。

町長が出席しなかったことについての参加者の反応はいかがでしたか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

1回目の説明会におきまして、確かに町長から説明をしてほしいとの御意見がありましたが、当時からそのようにするとは言ってはおりません。老人憩の家は現在の施設の老朽化の度合いから、今後の存続が難しいと考え、福祉課が廃止の提案を行い、役場内の協議を経て町長の承認を受けて、町の案として廃止の決定となっております。

仮に町長が説明会に出席したとしても、老人憩の家の存続の可否をその場で決めるものではございません。出た意見については持ち帰り、役場内での協議を要するものであります。

よって、施設の責任者である福祉課で説明会を行ったものです。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

会場の中からですね、2月の説明会の中で、1回目ですね。参加者から町長が出席し、廃止に至る経緯を直接説明すべしという強い意見と出席要求がありました。なぜ町長は今回も出席しなかったのか。町民をなめているという抗議にも似た発言がありました。

町長をはじめ、役場内で今後どう対処するのか。説明会で課長が言うには、自分は老人憩の家

令和6年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

廃止のための説明権限はあるが、廃止の見直しや多世代の複合施設の設置、財政上に対する説明権限はない。など、言い訳がましい回答ばかりであった。であれば決定権がある町長が出席して説明すべきではなかったか。また企画政策課長や財政課長が直接に説明しない限り、この問題は解決しない。というような利用者の意見と不満の声が多くあったんじやありませんか。

責任ある回答ができない課長では話にならない。町長から直接話を聞きたいという意見がありました。町長は公約で建て替えを検討すると、町民に約束した当人ではないか。

町長に伺います。

この点について、今利用者説明会1回、2回目について非常に不満の声が高まっていますが、町長、このような状況についてどう思われますか。

○議長　内海　猛年君

町長。

○町長　波多野　茂丸君

説明会ですかね、私が欠席したということでのお話をされているようですが、私は欠席しようと出席しようとですね、それはもう私が右といえば右、左といえば左っていうような、そういうような話合いではなく、それぞれみんなの意見を集約した上で結論を出すという大事な会議でございますので、それは担当者に全てお任せしたということが現実でございます。

以上でございます。

○議長　内海　猛年君

妹川議員。

○議員　9番　妹川　征男君

今、町長が言われたように右の左のということではなくて、そういう利用者説明会の雰囲気をやっぱり聞く必要があるんじゃないですか。これが住民参画のまちづくりの状態であり、町民の声を聞いて、それを受け止めて、そしてそのあとに政策会議なりいろいろなところにかけて判断すればいいのに、それを全部ね、上意下達のようにして任せてしまうということは余りよろしくありませんね。では、もういいです。

次、3番です。3月議会で問題提起、意見した内容について言います。

私は4点について問題提起いたしました。しかし時間がなかったため、町長及び課長からは明快な回答ができなかったと考えています。これは3月議会のことを言っています。今回再度問うものです。

町の廃止する理由として、課長は令和4年度の実施アンケートの結果である。2番目、今後の利用意向が少なかったこと。3番目、将来の人口減少から見て、現在所有している公共施設で足りること。4番目、将来にわたる財政負担が大きいと答弁しています。

令和6年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

そこで財政上の問題について担当課長及び町長にお聞きしますが、老人憩の家の建て替えは平成18年から財政シミュレーションの大型事業一覧に毎年表示されています。それから既に18年が経過しているにもかかわらず、その間に新たに芦屋中央病院、芦屋釜の里の建て替え、現在芦屋港のレジャー港化といった大型プロジェクトが進行中です。老人憩の家は毎年取り残され続け、挙げ句の果ては老人憩の家は廃止すると、どう考えても矛盾しています。利用者や、しかも議会をないがしろにしているのではありませんか。

老人憩の家の必要性がないということか、それとも財政上に問題があったのか、投資の優先順位の判断基準は何か、その点について担当課長にお伺いします。担当課長。財政課か企画政策課長でしょう。お願いします。

○議長　内海　猛年君

財政課長。

○財政課長　池上　亮吉君

それでは財政課のほうからは、財政シミュレーションについてお答えいたします。

まず、この財政シミュレーションは毎年作成を行っており、9月議会の全員協議会において議員各位にも御説明をさせていただいているところです。

この財政シミュレーションにおける大型事業につきましては、実施計画に計上されている事業のうち、原則として総事業費が1億円以上と見込まれる事業を掲載しており、シミュレーションへの数字の反映につきましては、基本的には実施設計等を行い、事業費が積算された段階としております。

以上でございます。

○議長　内海　猛年君

妹川議員。

○議員　9番　妹川　征男君

そうですね、実施設計までね。

老人憩の家の基本構想は作成されて、そのあと実施設計ということになっていくんでしょうけど、それほど老人憩の家というの必要性はないという判断なのか。そこを非常に問題意識を持っておられるのかなあと思っています。

そして私が思うには、初期投資と将来の維持管理の財政負担、これも考えられると思いますが、当然そのことは考える必要があるでしょうけれど、地方自治法がいう住民の福祉の増進の観点からいえば、住民の福祉の増進にどれだけ寄与すると見込まれるのかが判断基準になるのではないかでしょうか。ハードの箱物やソフトの物を執行する場合にあっても、その目的は何か。その重要性の程度はいかほどか。投資が目的達成にどれだけ役に立つか。財政の健全性を損なわない範

令和6年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

囲での投資だと言えるのかを考慮して、最終的にはどれだけ町民にとって価値あるものなのか。その価値は芦屋町の無形・有形の資産を形成するのかといったことで判断することが求められているのではないでしょうか。

智田課長は公平性の問題と度々説明されてきました。例えば、福祉バスの維持管理費として毎年約1,980万円を計上して運営されていますね。無料バスであるため、ただです。一方、自家用車を利用している高齢者はガソリン代を払っています。一方はただ、他方はガソリンを買っているからといって公平性に欠けるという不満の声がありますか。教育や福祉施設の投資について費用対効果を論じるべき内容ではないと思うのです。老人憩の家も福祉という視点から同じことが言えるのではないでしょうか。

この点について、町長に伺います。町長に伺います。

○議長 内海 猛年君

副町長。（「もう副町長はいらんです。議長。前回も町長と指名したのに副町長が答えた。全然、私の質問の回答になっていません。やめてください。町長です。やめてください。なら、どなたか課長にお願いします。町長が駄目なら課長でいいです。なら課長でいいです。」と呼ぶ者あり）

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今の御質問がですね、ちょっと今挙げましたのであれなんですけど、福祉の必要性というところで言いますと、昨年の9月に議員の皆さんに全員協議会で説明した資料の中にも書いてあったんですけども、老人憩の家設置当初である昭和40年代から各家庭にお風呂が当たり前のように設置されている住環境の変化や高齢者の余暇活動の多様化などにより、必然的に利用者が減つてきているものであります。これはアンケートの自由記入欄からも、家にお風呂があるので利用しないという回答があったことからも確認しております。

先ほど公平性の観点というところもお話ありましたが、こちらもアンケートのほうで近所の人ためだけの施設であるとかいう意見もあります。先ほどそんな話を聞いたことないと言われていましたけど、そういう意見も我々聞いているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

もう少し前向きな回答をしていただきたいのですが、全然この福祉責任者として真っ当な回答ではありませんよ。

次に行きますが、財政上の問題として2つ目ですが、私が3月議会で財政上の件で問題提起をしましたが、検討し審査されましたか。

○議長　内海　猛年君

福祉課長。

○福祉課長　智田　寛俊君

申し訳ありません。どのような3月議会の御指摘だったか再度お願いできればと。

○議長　内海　猛年君

妹川議員。

○議員　9番　妹川　征男君

事前にちゃんと言っていたじやありませんか。これはですね、利用者が入場料を支払った場合——、入場料の概算収入と費用について試算し、私は説明しました。会議録をちゃんと見てください。

アンケート項目に建て替える場合2か所が、芦屋町と山鹿のほうが多かったんですね。それでその場合200円の入場料掛け300日、そして大体200人ぐらい来られるだろうと。そして300日、そして200円、少なく見積もっても入浴料は1, 200万円の収入になると。町が社協に支出している人件費、維持管理費は2, 500万円ですから、2か所であれば3分の2で済みます。しかも入浴料収入があるから、指定管理料は大幅に減額となります。また初期投資は数億円かかっても、新築であればランニングコストが低額で済むではありませんか。

このようにして、財政上の問題はかなり解消するのではないかと問題提起しました。

改めてこの点について、町長の見解を聞きたいのですが、いかがですか。副町長、答えなくていいですよ。もう分かりました。

○議長　内海　猛年君

福祉課長。

○福祉課長　智田　寛俊君

はい、では答えさせていただきます。

まず将来にわたる財政負担っていうところを理由の1つとしておりますが、新たな建物を建設する場合はその必要性も考えなくてはなりません。アンケートの結果の多くから住民が望んでいるのは、お風呂のある小さな施設ではありません。公民館などの機能と複合化した施設は費用が大きくかかるので、縮小したものを建てたらいいというものでもございません。

また利用料についても、3月議会において妹川議員は、アンケートでは利用したい人が11.5%いるので、60歳以上でいえば576人、年間300日の稼働で17万人いる。実際の利用は毎日利用しない人もいるが10万人見積もれると言われておりますが、令和5年度の実際の利

令和6年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

用者は年間1万3,000人です。鶴松荘のお風呂廃止を理由にその減少を挙げられるかもしれません、鶴松荘を利用している人は今、寿楽会館や山鹿荘を利用されております。また、曜日ごとに男女を分けていることも理由に挙げられるかもしれません、仮に倍にしたとしましたも2万6,000人です。

この現状から年間10万人を想定することはちょっと無理があるのではないかと思います。利用料を取ったとしまして、100円で260万円、200円で520万円です。管理料を賄える金額ではございません。将来的に財政負担が生じることには変わりはないのかなと思います。

以上です。

○議長　内海　猛年君

妹川議員。

○議員　9番　妹川　征男君

私の質問をねじ曲げてね、そういう回答するんですか。これは新築した場合の話ですからね。そういうところを考えてください。私の質問はそういう回答では納得できません。

それで課長は議会や利用者説明会で老人憩の家に関する問題であるのに、わざわざ多世代型複合施設の件を持ち出し、初期投資は8億円です。維持管理費が将来の想定経費は10年で13億円、20年で18億円、30年で23億円と、とんでもない金額をはじき出して財政負担が大きいことを強調し、多世代型複合施設も無理であると説明してされましたね。

一方、説明会ではこの点について利用者から聞かれると、企画政策課、財政課の範疇であるので、課長が回答できないとちぐはぐな答弁をしておられました。

老人憩の家に関するアンケートでありながら、なぜ多世代型複合施設の件を持ち出してきたのか。このことは福祉課の権限を逸脱したものであり、福祉という視点から外れた、まさにすり替え論法であったのではないかと。福祉課長にお聞きしたいけれど、もう時間の関係で、次回に回します。

令和4年のアンケート結果ですが、老人憩の家基本構想を作成する時点では、令和2年度のものを参考にされたと思うんですね。ところが基本構想を作った2年後に、令和4年にまたアンケートを取った。なぜそのようなことをされたか簡単に説明ください。

○議長　内海　猛年君

福祉課長。

○福祉課長　智田　寛俊君

はい。こちら説明会のほうでも説明しております、過去にも議会で答弁したことがあると思いますが、令和2年度のアンケートでは、老人憩の家は必要ですかと聞いた問い合わせに対して、必要ですというような回答が多かったです。その後の設問で老人憩の家を利用しますかと聞いたところ

令和6年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

る、いや自分は利用しませんという声が多かった。その辺で欲しいけど使わないということで住民の意見が一致してない場面がありましたので、令和4年度ではそこを再確認しようということで取り直したところでございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

大体老人憩の家の利用は60歳以上でしょう。20代、30代、40代の人たちは今は必要ありませんし、第一入れないじゃないですか。その辺は検討したんですか。いやもういいです。それで、老人憩の家は必要であると46%があったと思うんですけど、なぜそれに従って進めなかつたんですか。なぜ18歳からのアンケートですか。

令和4年のアンケート用紙に、現在の老人憩の家の建物は老朽化し、バリアフリー化されておらず、狭い駐車場、高齢者の介護予防等の拠点として利用するのが難しいなどとした説明書をわざわざ設けて必ず読むことを要求し、そして現在の老朽化した3か所の老人憩の家にあなたは今後利用したいと思いますかという枕言葉を挿入したアンケート項目に対して回答を求めていますが、なぜそのような説明書きとバイアスのかかった質問項目にしたんですか。誰が考えたんですかこんなこと。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

まず誰が考えたのかというところですが、福祉課のほうで原案を作成しております。

今、妹川議員が言われる老朽化したという枕言葉をつけてということで、確かに老朽化したという言葉を質問項目に記載する必要はなかったと思いますが、その後の回答で利用したいと思わない理由を聞いております。

その回答では、老人憩の家に興味がない、自宅に風呂があるので利用する必要がない、老人憩の家が自宅の近くにない、趣味や仕事などほかにやることがあるなど、老朽化とは関係ない回答結果となっておりますので、回答した方の大多数は質問の意図を理解していただいたものと思っております。

またそのほかにも老人憩の家の在り方を見直す場合に、どのような施設がよいのかと。あと、町内に設置する希望箇所数、新しい建物に必要な機能、浴場の設置の希望なども聞いておりますため、妹川議員よく言われますが廃止を前提としたアンケートではなく、まず住民の意向を聞きたいというところでアンケートを実施しております。

結果、老人憩の家は廃止という町の案になっておりますが、頂いた御意見は将来公共施設を建

て替える必要性が生じたときには参考とさせていただきたいと思っております。

○議長　内海　猛年君

妹川議員。

○議員　9番　妹川　征男君

そのようにね、福祉課長として老人の方々に寄り添うようなことを考えれば、そういうマイナス思考的な考えにならないと思うんですよ。バイアスのかかったというか、そういう廃止に向かう方向に向かうような誘導的な質問バイアス、廃止の結論に導くためのアンケートであったことはもう利用者だけでなく、誰が見ても一目瞭然です。おかしいということ。

その結果、87%の方が利用しないという結果になるのは当然のこと。なんで18歳からですか。廃止の理由づけに、現状の施設の利用を望んでいないと一方的に解釈し、さらに現状の老人憩の家は大多数の町民にとって、魅力や必要性を感じられない施設になっていると結論づけていましたね。

町長、質問しますが、このような問題点がたくさんある中で、令和4年に実施したアンケートについて御覧になりましたか。吟味されましたか。お聞きします。

○議長　内海　猛年君

町長。

○町長　波多野　茂丸君

アンケートは読ませていただきました。その内容はもう妹川議員御存じと思うんですが、その中で町が施設を整備するに当たって、日常の入浴で利用するための浴場を整備した場合、あなたは利用しますかと。アンケート、これ御存じですか。

それはちょっとまとめて表ができますので、その結果、毎日利用すると思う5.8%、たまには利用すると思う27.9%、ほとんど利用しないと思う34.3%、利用しないと思う29.8%。ほとんど利用しないと思う、利用しないと思う、合わせて64.1%、両方ですね。無回答が2.2%。毎日利用すると思う、たまには利用すると思うと回答した理由は、レジャーとしての入浴、他者との交流、経済的・身体的負担の軽減ということで、いろんな理由は書かれておるわけでございますが、ほとんど利用しないと思う、利用しないと思うと回答した理由についてはですね、これは大事なことなんですね。

自分のところに、そこに入らなくても自宅に風呂があるから行く必要がないと。それから、いろんな人間やからでしょうね、それぞれ交流があるんでしょうね、自宅に風呂があるから。それから他人の目が気になる。他人と一緒に入浴したくない。風呂ぐらいは1人で入りたいという気持ち。それからもう1点が、衛生面が気になるということが11人ということで、こういうようにアンケートの結果が出ておりますので、そういうアンケートを主にして今度は行政とすれば、

令和6年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

それをローリングしていくなくちゃいけないかと思っております。

以上です。

○議長　内海　猛年君

妹川議員。

○議員　9番　妹川　征男君

もう少しアンケートの中身をゆっくり読んでいただきたいと思いますが——。会場で説明会では老人憩の家に関するアンケートでありながら、18歳から取り、しかもバイアスがかかった令和4年のアンケートは廃止に向けたアンケートであり、公平・中立性に欠け、しかも枕言葉を巧みに使っているという利用者の疑問の声に対して、課長が説明会の場でアンケートの項目について誤解が生じた、また問題があったと認め、申し訳なかったと反省の言葉を述べましたね。間違いないですね。

○議長　内海　猛年君

福祉課長。

○福祉課長　智田　寛俊君

先ほど答弁したとおりでございます。老朽化したという言葉は必要なかった、それはなかったとは思いますということで言いました。

以上です。

○議長　内海　猛年君

妹川議員。

○議員　9番　妹川　征男君

要するにアンケートの項目はそれかもしれません、誤解を生じた、また問題があったと認め、申し訳なかったと反省の言葉を述べられましたね。

町長に問いますが、利用者からアンケートを取り直すべきとの大きな声が上がりました。この点について、町長の意見はいかがでしょう。取り直しなさいと、課長は謝罪したんですよ。申し訳なかったと。

○議長　内海　猛年君

町長。

○町長　波多野　茂丸君

それではお答えさせていただきますが、想定質問という形の中です。

老朽化したという言葉を外してアンケートを取り直すべきではないかというようなことなんですが、回答として、利用したいと思わないとの理由で老朽化のことは意見にないため、単に老人憩の家は必要ないと住民意見が多数と判断しています。

また、自由意見からも廃止に肯定的な意見が多かったのも事実です。既に必要はないと意見を言っている人に対し、何度もアンケートをするわけにはいきません。そういうことでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長　内海　猛年君

妹川議員。

○議員　9番　妹川　征男君

令和4年のアンケートには、既存の建物を建て替えるときになった場合は町内に何か所の施設を整備するのが妥当だと思いますかというアンケート、クエスチョン6ありますね。現状と同じく町内3か所に整備すべき74人、そして山鹿・芦屋の2か所に124人、町内1か所に集約して137人。515人のアンケート回答者に対して359名の方々が建て替えてほしいという意見があるじゃありませんか。そして建て替えて、20代の人も建て替えてほしいと思っても自分たちは入れないんだから。でも、自分たちが60代になったときに入れる場所が欲しいわけですよ。そう考えてほしいです。なぜそういう前向きな回答にならないでしょうね。時間がもう差し迫っています。

芦屋町公共施設等総合計画による床面積25%の減についてですけれども、もうこれでもそうですね、25%の目標設置に達成したいということですけど、現在の老人憩の家3か所を2か所にした場合は、床面積は何%削減されますかという問い合わせに対して、あなた55%と言ったでしょ？覚えてありますか。25%どころじゃない。55%って答弁されました、覚えてありますよね。これも廃止の理由にはなりません。時間がありませんからこれについては次回に回します。

そして利用者の減少について、廃止の理由について利用者の減少が挙げられました。これについても男女別の利用にしたこととか、寿楽会館と鶴松荘において設備等の故障によるものと、もっともっとあるでしょう。ボイラー補修で休館中、煙突補修、浴室タイル、様々なものがある。それにコロナ感染でもってね、説明したわけですけど。

今回、町が打ち出した廃止騒動といいましょうかね。いろいろな議会だよりとか出ましたから、初めてですね、老人憩の家があるということを初めて知ったと言って3人の方が今見えられていますよ。どれだけ老人憩の家に関する新規利用者の獲得取組をしたのかなと思いますが、これも次回に回します。

そして最後に町長が行うマニフェスト及び施政方針の目的ですが——、町長、最後になります。すいません。恐れ入りますけど、配付しております町長の施政方針の資料を読んでいただけませんか。

○議長　内海　猛年君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

過ぎとうけど、いいですか。（妹川議員の提出資料、令和元年6月及び令和2年3月議会での町長の施政方針の読み上げ）「それでは、まず、町長選挙で立候補をするに当たって掲げさせていただきましたマニフェスト8項目について所信を述べさせていただきます。1点目は、福祉・健康・医療など暮らし満足度を向上させるための暮らし満足度アップ戦略でございます。福祉につきましては、支えあい、いつまでも健康で、いきいきと生活できるよう、在宅医療や介護の充実に努めるとともに、地域交流サロン事業や介護予防事業の推進、障がい福祉サービスの充実を図り、町民の皆さんの幸せにつなげてまいります。」そして、「また、老人憩の家の建て替え計画の策定を進めるとともに、老人クラブ活動の支援事業を進めてまいります。」最後に、「また、老人憩の家の見直しに向け、令和元年度に策定を予定している老人憩の家基本構想で示す複数案を基に、最終的な案の絞り込みを行ってまいります。障がい者福祉につきましては障がい者に対する福祉施策を進めてまいります。」。

○議長 内海 猛年君

時間になりましたので、以上で妹川議員の一般質問を終わります。

終わります。（「最後に言わせてください」と呼ぶ者あり）

いやもう時間になりましたから終わります。（「議長、ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。そこを言わせてください。」と呼ぶ者あり）